

# 米子市公共下水道事業ストックマネジメント計画策定業務 標準仕様書

## 〔1〕 一般仕様書

### 第1章 総則

#### 1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）では、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設について、リスク評価を踏まえ、明確かつ具体的な施設管理目標及び長期的な改築シナリオを設定し、点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定することを目的とする。

#### 1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い処理しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い処理しなければならない。

#### 1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

#### 1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の処理に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

#### 1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

#### 1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### 1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を処理するに当たっては、公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

#### 1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、米子市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表 (ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

#### 1.9 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（上下水道部門（下水道））の登録を受けていることとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議及び現地踏査に出席しなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

#### 1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、米子市と協議しなければならない。

#### 1.11 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に、米子市の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、米子市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責めに伴う業務のかがしが発見された場合は、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は関係官公庁等から協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、その内容を遅滞なく米子市に報告しなければならない。

#### 1.13 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

#### 1.14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、米子市、受注者協議の上、定める。

## 第2章 設計一般

### 2.1 打合せ

- (1) 業務の処理に当たって、受注者は米子市と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と米子市は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

### 2.2 設計基準等

設計に当たっては、米子市の指定する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について米子市と協議の上、定めるものとする。

### 2.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、米子市との協議の上、その解決に当たらなければならない。

### 2.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等は全て明確にし、整理して提出しなければならない。

### 2.5 参考資料の貸与

米子市は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、下水道台帳、道路台帳、TVカメラ調査書、目視調査（潜行目視調査・マンホール目視調査）報告書、調書等の資料を所定の手続によって受注者に貸与する。

### 2.6 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

### 第3章 スtockマネジメント実施方針（管路施設）

ストックマネジメント実施方針（管路施設）は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

#### 3.1 施設情報の収集・整理

管路施設のリスク評価、管理目標の設定、点検・調査計画及び修繕・改築計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。

一般的な収集すべき資料は、次のとおりとする。

##### （1）施設情報収集・整理

###### （イ）上位計画に関する情報の収集・整理

- ① 米子市のビジョン
- ② 地域の将来計画
- ③ 下水道ビジョン等

###### （ロ）関連計画に関する情報の収集・整理

- ① 下水道計画（全体計画、事業計画）
- ② 災害対策計画（地震・津波対策計画、浸水対策計画）
- ③ 合流改善計画
- ④ 地球温暖化対策計画等

###### （ハ）諸元に関する情報の収集・整理

- ① 名称
- ② 設置年度及び設置価格
- ③ 所在地
- ④ 材質、形状寸法（管径）、能力、延長、土被り
- ⑤ 管路施設の重要度等

###### （ニ）リスクの検討に関する情報の収集・整理

- ① 点検・調査結果
- ② 地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ、機能停止時の影響予測資料、影響度
- ③ 施設の周辺環境条件等

###### （ホ）点検・調査に関する情報の収集・整理

- ① 図面
- ② 施設状態（劣化の程度）
- ③ 維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録、診断記録、清掃記録、管路施設内水位情報）等

###### （ヘ）修繕・改築に関する情報の収集・整理

- ① 経過年数
- ② 標準耐用年数
- ③ 改築費用（又は改築単価）
- ④ 緊急度、健全度等
- ⑤ 運転及び水質記録等

##### （2）施設情報の電子データ化

業務では対象外とする。

### (3) 現地踏査

業務では対象外とする。

## 3.2 リスクの評価

点検・調査及び修繕・改築の優先順位等を設定するため、リスクを特定し、施設の重要度に基づく被害規模（影響度）及び発生確率（不具合の起こりやすさ）を検討する。リスクの評価では、以下の事項について検討する。

### (1) リスクの特定

下水道事業者側に起因するリスクと起因しないリスクを抽出し、管路施設の点検・調査あるいは修繕・改築で対応するリスクを特定する。

### (2) 被害規模の検討

管路施設において損傷や劣化による事故の被害の大きさを影響度とし、その評価方法を設定した上で被害規模を検討する。

### (3) 発生確率の検討

管路施設における損傷や劣化による事故の発生確率は、施設情報の蓄積状況等を踏まえて評価方法を設定した上で検討する。

### (4) リスクの評価

点検・調査及び修繕・改築計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討する。選定したリスク評価方法を用いて、被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づきリスクを評価する。

## 3.3 施設管理の目標設定

管路施設の点検・調査及び修繕・改築に関する目標として、長期的な視点に立って目指すべき方向性及びその効果の目標値（アウトカム）とアウトカムを実現するための具体的な事業量の目標値（アウトプット）を設定する。

## 3.4 長期的な改築事業シナリオの設定

改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク及び執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定する。

### (1) 管理方法の選定

業務で対象とする管きょについて、米子市の特性に応じて管理方法（状態監視保全、時間計画保全及び事後保全）を設定する。

### (2) 改築条件の設定

最適な改築シナリオを選定するために、各施設の管理方法を考慮した上で、目標耐用年数による改築時期や改築に必要な費用を設定する。

### (3) 最適な改築シナリオの選定

リスク評価及び施設管理の目標設定を踏まえ、複数のシナリオを設定する。費用、リスク及び執行体制を総合的に勘案し、米子市の実情に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。

### (4) 長期的な改築事業シナリオのとりまとめ

(1) から (3) までの検討結果を 50～100 年程度の長期的な改築事業シナリオとして、修繕・改築対策施設、実施時期及び概算費用を取りまとめる。

## 3.5 点検・調査計画の策定

長期的な視点から点検・調査の頻度、優先順位、単位及び項目について、一般環境下と腐食環境下に大

別して検討する。

また、実施計画では、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度において、どの施設を、いつ、どのよ  
うに、どの程度の費用を掛けて、点検・調査を行うかを一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。

(1) 環境区分の設定

対象施設の腐食劣化の実態や、これまでの点検・調査において把握した腐食環境等を踏まえて、一般  
環境下と腐食環境下の区分設定を行う。

(2) 点検・調査頻度の検討

(一般環境下)

過去の点検・調査結果や施設の重要度に応じた調査頻度を設定するとともに、調査頻度を踏まえて点  
検頻度を設定する。

(腐食環境下)

腐食環境条件等を踏まえて、点検の実施頻度を設定する。また、点検結果と施設の重要度に基づき  
調査の実施頻度を設定する。

(3) 優先順位の設定

(一般環境下)

リスク評価結果に基づいて、優先順位を設定する。

(腐食環境下)

点検・調査の結果から把握した腐食状況や、修繕・改築の実施により蓄積された情報を踏まえ、優  
先順位を設定する。

(4) 点検・調査における単位・項目の検討

(一般環境下)

清掃及び調査の必要性判断のための点検項目の検討、劣化診断及び健全度の評価に必要な調査項目の  
検討を行う。

また、管路施設の異常の程度の評価基準及び緊急度・健全度の判定基準を検討する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準ずる。

(5) 点検・調査対象施設・実施時期の設定

(一般環境下)

優先順位の検討結果及び事業期間を勘案して点検・調査対象施設及び実施時期を設定する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準ずる。

(6) 点検・調査の方法の検討

(一般環境下)

施設の諸元、特性やリスクの評価結果を踏まえて点検・調査方法の検討及び清掃・点検・調査の合  
理的組合せを検討する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準ずる。

(7) 概算費用の算定

(一般環境下)

「点検・調査対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度の概算費用を算出する。

(腐食環境下)

一般環境下の考え方に準ずる。

(8) 点検・調査計画のとりまとめ

(1) から (7) までの検討結果を点検・調査計画として取りまとめる。

### 3.6 報告書作成

報告書の作成では、管路施設ストックマネジメント実施方針に係るとりまとめ及びその概要書を作成するものとし、施設情報収集整理の内容、リスク評価の概要、施設管理目標、長期的改築事業シナリオ設定の概要、点検・調査計画の概要、修繕・改築計画の概要その他必要資料等を集成するものとする。

## 第4章 スtockマネジメント実施方針（ポンプ場・終末処理場）

ストックマネジメント実施方針（ポンプ場・終末処理場）は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査及び修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

### 4.1 施設情報の収集・整理

終末処理場・ポンプ場施設の管理目標の設定、リスク検討、点検・調査計画及び改築・修繕計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。

収集すべき資料は次のとおりとする。

#### (1) 施設情報収集・整理

##### (イ) 上位計画に関する情報の収集・整理

- ① 米子市のビジョン
- ② 地域の将来計画
- ③ 下水道ビジョン等

##### (ロ) 関連計画に関する情報の収集・整理

- ① 下水道計画（全体計画、事業計画）
- ② 災害対策計画（地震・津波対策計画、浸水対策計画）
- ③ 合流改善計画
- ④ 地球温暖化対策計画等

##### (ハ) 諸元に関する情報の収集・整理

- ① 名称
- ② 設置年度及び設置価格
- ③ 所在地
- ④ 形状寸法、形式、能力、容量、仕様等

##### (ニ) リスクの検討に関する情報の収集・整理

- ① 点検・調査結果
- ② 地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ、機能停止時の影響予測資料、影響度
- ③ 施設の周辺環境条件等

##### (ホ) 点検・調査に関する情報の収集・整理

- ① 設計図書、竣工図書
- ② 施設状態（劣化の程度）
- ③ 維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録、診断記録、）等

（へ）改築・修繕に関する情報の収集・整理

- ① 経過年数
- ② 標準耐用年数
- ③ 改築費用（又は改築単価）
- ④ 緊急度、健全度等
- ⑤ 運転及び水質記録等

（2）施設情報の整理

米子市が保有する設備台帳システムについて、必要に応じて情報の修正・追加を行うこと。（データベースの構築は含んでいない。）

（3）現地調査

既存の施設情報収集（土木・建築）で得られた情報に基づき、目視による施設の確認及び維持管理担当者へのヒヤリングを行う。

4.2 リスクの評価

ストックマネジメントを効率的・効果的に実践するために、リスク評価による優先順位等を検討し、点検・調査計画及び修繕・改築の策定につなげる。リスク評価では、以下の事項について検討する。

（1）リスクの特定

下水道事業者側に起因するリスクと起因しないリスクを抽出し、施設の点検・調査あるいは改築・修繕で対応するリスクを特定する。

（2）被害規模の検討

終末処理場・ポンプ場施設において事故・故障が発生したときの被害の大きさを影響度とし、その評価方法を設定して被害規模を検討する。（機能面、能力面及びコスト面の総合評価を想定している。）

（3）発生確率の検討

終末処理場・ポンプ場施設における事故・故障の発生確率について、施設情報の蓄積状況等を踏まえて評価方法を設定して検討する。（目標耐用年数を設定し、整理を想定している。）

（4）リスクの評価

点検・調査及び改築・修繕計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討する。選定したリスク評価方法を用いて、被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づきリスクを評価する。

4.3 施設管理の目標設定

リスク評価を踏まえて、下水道施設の点検・調査及び修繕・改築に関する事業の効果目標（アウトカム）及び事業量の目標（アウトプット）を設定する。

（1）事業の目標設定

施設管理に関する目標としては、長期的な視点に立って目指すべき方向性及びその効果の目標値（アウトカム）を設定する。

（2）事業量の目標設定

アウトカムを達成するための具体的な事業量の目標（アウトプット）を設定する。

4.4 長期的な改築事業シナリオの設定

改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク及び執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定する。

(1) 管理方法の選定

処理場等の能力・系列数、設備台帳、設備の役割、状況等を勘案し、米子市の特性に応じて管理方法を設定する。

(2) 改築条件の設定

最適な改築シナリオを選定するために、各設備の管理方法を考慮した上で、目標耐用年数による改築時期や改築費用を設定する。

(3) 最適な改築シナリオの選定

地震津波対策及び改築優先順位を踏まえ、今後50～100年間に発生する全体の改築事業量を把握し、概ね20年間における改築事業量を抽出する。改築事業量の算出においては、リスクと予算制限等のバランスを考慮した複数シナリオを検討し、改築の最適シナリオを選定する。

(4) 長期的な改築事業シナリオのとりまとめ

4-1から4-3までの検討結果を、長期的な改築事業シナリオとして取りまとめる。

4.5 点検・調査計画の策定

基本方針では、長期的な視点から頻度、優先順位、単位及び項目について検討する。

検討においては、これまでの米子市の取組内容を踏まえ、修繕・改築計画につなげるため、将来のあるべき姿として各検討を行う。また、点検内容について米子市職員及び維持管理業者へのヒアリングを実施し、現在の実施内容との乖離状況（ギャップ）の確認と課題改善策について検討する。

実施計画では、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用を掛けて、点検・調査を行うかを検討する。

(1) (基本方針) 頻度・項目の設定

点検頻度は、過去の点検項目・内容に準じた周期、過去の管理記録やリスク評価等を参考に設定する。

健全度を評価するため調査項目を設定する。

調査頻度は、定期的、リスク評価に基づく優先順位等により設定する。

(2) (基本方針) 単位の設定

点検単位は、設備単位とする。

調査単位は、修繕・改築等、対策単位を設定する。

(3) (基本方針) 優先順位の設定

リスク評価に基づいて、優先順位を設定する。

(4) (実施計画) 対象施設・実施時期の検討

対象設備は、処理場・ポンプ場の全設備とする。

点検時期は、設備の特性や執行体制を踏まえて設定する。

調査時期は、予防保全による対策を検討することができる時期とし、リスク評価に応じて、調査時期、頻度を決定して、効率的・効果的に実施する。

(5) (実施計画) 点検・調査の方法の検討

点検・調査方法は、点検・調査体制や各設備の調査単位及び構造等を考慮して選定する。

(6) (実施計画) 概算費用の算定

「対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～



7年程度の概算費用を算出する。

(7) 点検・調査計画の取りまとめ

(1) から (6) までの検討結果を点検・調査計画として取りまとめる。

4.6 報告書作成

ポンプ場・終末処理場施設ストックマネジメント実施方針に係る取りまとめ及びその概要書を作成するものとし、施設情報収集整理の内容、リスク評価の概要、施設管理目標、長期的改築事業シナリオ設定の概要、点検・調査計画の概要、その他検討内容、必要資料等を集成するものとする。また、業務の内容を、米子市が保有する施設台帳システムに反映させるため、システム開発業者と協議・調整の上、システム用電子データを作成する。

## 第5章 照査

5.1 照査の目的

受注者は、業務を処理する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2 照査の体制

受注者は、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

5.3 照査事項

受注者は、設計全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- (1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- (2) 検討の方法及びその内容に関する照査
- (3) 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- (4) 上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性に関する照査

## 第6章 提出図書

6.1 提出図書

(1) 提出すべき成果品とその部数は、次のとおりとする。なお、製本は、全て白焼とする。

図書名	形状寸法・提出部数
(イ) 報告書	A 4・(処理場・ポンプ場編/管路施設編) 各2部
(ロ) 基本計画書	A 4・(処理場・ポンプ場編/管路施設編) 各2部
(ハ) 点検・調査計画図	A 4・(処理場・ポンプ場編/管路施設編) 各2部及び原図1部
(ニ) 打合せ議事録	A 4・(処理場・ポンプ場編/管路施設編) 各2部
(ホ) その他参考資料	A 4・(処理場・ポンプ場編/管路施設編) 各2部
(ヘ) 上記図書の電子成果品	CD-R又はDVD-R (処理場・ポンプ場編/管路施設編) 各2部

(2) 成果品の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ米子市と協議する。

(3) 製本は全て表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

## 第7章 参考図書

### 7.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道工事標準仕様書（米子市下水道部）
- (2) 下水道管路施設の巡視・点検・調査に関する指針（米子市下水道部）
- (3) 下水道管路施設の巡視・点検対象箇所（暫定案）（米子市下水道部）
- (4) 下水道管路施設の維持管理基本計画（米子市下水道部）
- (5) 米子市公共施設等総合管理計画（米子市）
- (6) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (7) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（日本下水道協会）
- (8) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (10) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (11) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (12) 下水道緊急地震対策計画の手引き（案）（日本下水道協会）
- (13) 下水道BCP策定マニュアル 2017年版（地震・津波編）（国土交通省）
- (14) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- (15) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (16) 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- (17) 合流式下水道越流水対策と暫定指針（日本下水道協会）
- (18) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（日本下水道協会）
- (19) 下水管きょ改築等の工法選定手引き（案）（日本下水道協会）
- (20) 下水道管路施設腐食対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (21) 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (22) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (23) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道新技術機構）
- (24) 管きょ更生工法の品質管理技術資料（日本下水道新技術機構）
- (25) 管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（日本下水道新技術機構）
- (26) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (27) 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- (28) 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- (29) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (30) 管きょの修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (31) 取付け管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (32) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（下水道事業支援センター）
- (33) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティングマニュアル（案）（管路診断コンサルタント協会）
- (34) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））

## [2] 特記仕様書

### 1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「米子市公共下水道事業ストックマネジメント計画策定業務標準仕様書一般仕様書」（以下「一般仕様書」という。）の第1章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、一般仕様書による。

### 2. 業務の対象

管路施設及びポンプ場・終末処理場において、平成28年4月1日付け通知「社会資本整備総合交付金要領（下水道事業）の運用について」に基づき、米子市下水道ストックマネジメント計画書を作成するための、点検・調査計画を策定する。

#### 2.1 管路施設

- (1) 委託箇所：鳥取県米子市
- (2) 委託対象施設

管路施設	対象の有無等
対象区域面積	2,358 h a
管きよ	有
マンホール	無
マンホールふた	無
取付管	無
ま す	無

(3) 設計条件項目

次の設計条件項目表による。

設計条件項目表

作業項目		設計条件
施設情報の 収集・整理	施設情報収集・整理	有
	施設情報の電子データ化	無
	現地踏査	無
リスクの評価	リスクの特定	有
	被害規模の検討	有
	発生確率の検討	有
	リスクの評価	有
施設管理の目標設定		有
長期的な改築事 業のシナリオ設 定	管理方法の選定	有
	改築条件の設定	有
	最適な改築シナリオの選定	有
	長期的な改築事業のシナリオ設定の取 りまとめ	有
点検・調査 計画の策定	環境区分の設定	有
	点検・調査頻度の検討	有
	優先順位の検討	有
	点検・調査における単位・項目の検討	有
	点検・調査対象施設・実施時期の設定	有
	点検・調査方法の検討	有
	概算費用の算定	有
	点検・調査計画の取りまとめ	有
点検・調査の実施		無
修繕・改築計画の策定		無
関係機関への説明資料作成		無
報告書作成		有
設計協議		中間打合せ 2回
関係機関協議		無
貸与資料	点検・調査データ	有（貸与形式：紙・電子データ）
	管路施設データ	有（貸与形式：紙・電子データ）
	維持管理データ	有（貸与形式：紙・電子データ）

2.2 終末処理場、ポンプ場

(1) 委託箇所：鳥取県米子市

(2) 委託対象施設

施設名	施設種別	健全度調査	現有資料
内浜処理場	終末処理場(1施設目) 供用開始年 : 昭和49年 排除方式 : 分流式(一部合流式) 処理方式 汚水 : 標準活性汚泥法及び 凝集剤添加活性汚泥循環変法 汚泥 : 重力濃縮・機械濃縮→消化→脱水 設計対象水量 : 35,500m <sup>3</sup> /日最大	H27年度 調査済み	設備台帳システム(設備台帳、工事履歴のデータベース)、各完成図書(一部電子データ有り)、維持管理状況
皆生処理場	終末処理場(2施設目) 供用開始年 : 昭和55年 排除方式 : 分流式 処理方式 汚水 : 標準活性汚泥法 汚泥 : 集泥槽→送泥(内浜処理場) 設計対象水量 : 39,300m <sup>3</sup> /日最大	〃	〃
淀江浄化センター	終末処理場(3施設目) 供用開始年 : 平成12年 排除方式 : 分流式 処理方式 汚水 : オキシデーションディッチ法 汚泥 : 重力濃縮→脱水 設計対象水量 : 3,400m <sup>3</sup> /日最大	〃	〃
中央ポンプ場	合流式雨水ポンプ場(1施設目) 供用開始年 : 昭和48年 排除方式 : 合流式 ポンプ場の種類 : 汚水、雨水 設計対象水量 : 汚水 0.65m <sup>3</sup> /秒 : 雨水 6.18m <sup>3</sup> /秒	〃	〃

<p>祇園ポンプ場</p>	<p>分流式汚水中継ポンプ場(2 施設目)          供用開始年 : 平成 2 年          排除方式 : 分流式          ポンプ場の種類 : 汚水          設計対象水量 : 汚水 0.03m<sup>3</sup>/秒</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>大谷ポンプ場</p>	<p>分流式汚水中継ポンプ場(3 施設目)          供用開始年 : 平成 4 年          排除方式 : 分流式          ポンプ場の種類 : 汚水          設計対象水量 : 汚水 0.09m<sup>3</sup>/秒</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>新加茂ポンプ場</p>	<p>分流式汚水中継ポンプ場(4 施設目)          供用開始年月 : 平成 4 年          排除方式 : 分流式          ポンプ場の種類 : 汚水          設計対象水量 : 汚水 0.18m<sup>3</sup>/秒</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>上福原ポンプ場</p>	<p>分流式汚水中継ポンプ場(5 施設目)          供用開始年 : 平成 2 年          排除方式 : 分流式          ポンプ場の種類 : 汚水          設計対象水量 : 汚水 0.02m<sup>3</sup>/秒</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>西福原ポンプ場</p>	<p>分流式汚水中継ポンプ場(6 施設目)          供用開始年 : 平成 17 年          排除方式 : 分流式          ポンプ場の種類 : 汚水          設計対象水量 : 汚水 0.11m<sup>3</sup>/秒</p>	<p>未実施</p>	<p>〃</p>

富益ポンプ場	分流式汚水中継ポンプ場(7 施設目) 供用開始年 : 平成 13 年 排除方式 : 分流式 ポンプ場の種類 : 汚水 設計対象水量 : 汚水 0.02m <sup>3</sup> /秒	未実施	〃
青木ポンプ場	分流式汚水中継ポンプ場(8 施設目) 供用開始年 : 平成 16 年 排除方式 : 分流式 ポンプ場の種類 : 汚水 設計対象水量 : 汚水 0.04m <sup>3</sup> /秒	未実施	〃
マンホールポンプ場	44 箇所 設計対象水量 : 汚水 2.20m <sup>3</sup> /秒	未実施	〃

(3) 設計条件項目

次の設計条件項目表による。

設計条件項目表

作業項目		設計条件
施設情報の 収集・整理	施設情報収集・整理	有
	施設情報の作成	有
	施設情報のデータベース構築	無
	現地調査	有(土木・建築)
リスクの評価	リスクの特定	有
	被害規模の検討	有
	発生確率の検討	有
	リスクの評価	有
施設管理の目標 設定	事業の目標設定	有
	事業量の目標設定	有
長期的な改築事 業のシナリオ設 定	管理方法の選定	有
	改築条件の設定	有
	最適な改築シナリオの選定	有
	長期的な改築事業のシナリオ設定のとりまとめ	有
点検・調査 計画の策定	頻度・項目の設定	有
	単位の設定	有
	優先順位の設定	有
	対象施設・実施時期の設定	有
	点検・調査方法の検討	有
	概算費用の算定	有
	点検・調査計画のとりまとめ	有
点検・調査の実施		無
修繕・改築計画の策定		無
関係機関への説明資料作成		無
報告書作成		有
設計協議		中間打合せ 2回
関係機関協議		無